

青色防犯パトロールを 支援します！



尼崎市では、市内で青色防犯パトロール活動を行っている団体(事業者を含む)に、青色回転灯などのパトロール物品の支給を行います。



支給対象(すべての要件に該当)

- 兵庫県警察から青パト実施団体として証明を受けた団体であること
- 団体もしくは事業者の所在地・パトロール実施地域が尼崎市内であること



支給物品(自動車1台につき)

- 青色回転灯 1 基
- マグネットシート 2 枚



支給までの流れ(初めて受ける場合)

- ① 警察署から青パト実施団体の証明を受ける
- ② 別添の「尼崎市青色防犯パトロール活動物品支給申請書」及び「青色防犯パトロール活動概要書」に必要事項を記入する
- ③ 申込書と兵庫県警から交付された「証明書(1枚目)」と「標章」ならびに「団体規約」のコピーを下記の住所へ郵送するか窓口で申請する
- ④ 申請受付から約1ヶ月後に結果の通知(郵送で行います)
- ⑤ 尼崎市役所中館8階生活安全課にて物品を受け取る

※故障等の場合の支給は、以前に支給した物品を持参し生活安全課までお越しください



お申込み先(申請を郵送で行う場合)

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所生活安全課「青色防犯パトロール物品支給」行

問い合わせ先
尼崎市生活安全課
電話:06-6489-6502

裏面の「注意事項」を必ずお読みください

注意事項

○物品の支給を受けることができる団体及び自動車(以下のすべての条件を満たすこと)

- (1)兵庫県警察から証明書及び標章を交付された団体
- (2)団体(事業者を含む)の所在地・パトロール実施地域が尼崎市

○自動車1台に対する支給物品(どちらか1種類の支給も可能です)

- ・青色回転灯 1基
- ・マグネットシート 2枚

※過去に尼崎市から上記の物品支給を受けている場合は、当該物品が故障した場合に限って支給します。

○支給した物品の維持管理は、物品の支給を受けた団体が適切に維持管理していただき、物品の使用にかかる経費は、物品の支給を受けた団体の負担になります。

○物品の支給決定後、「尼崎市青色防犯パトロール実施団体支援事業要綱」の第8条に掲げるいずれかに該当すると判断された場合は、物品の支給決定を取消し、支給した物品の全部または一部の返還を求める場合があります。

<記入例>

尼崎市長 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記載日を記入してください。

団体・事業者名称

尼崎防犯協会

県警から交付された証明書に基づいて記入してください。

代表者氏名

尼崎 太郎

尼印

団体・事業者所在地

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1

連絡先電話番号

06-6489-6502

自署があれば印鑑は省略可能です。

尼崎市青色防犯パトロール活動物品支給申請書

尼崎市青色防犯パトロール実施団体支援事業要綱概要第6条第1項の規定により、物品の支給を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

1 支給を受けようとする物品

対象となる自動車の自動車 登録番号または車両番号	希望する物品に○をつけてください		備考
	青色回転灯 (1台につき1基)	マグネットシート (1台につき2枚)	
尼崎 123 あ 12-34	○	○	記入例

活動で使用する自動車ごとに、希望する物品に○をつけてください。

2 関係書類

「証明書」(兵庫県警察本部長交付)の写し(1枚目のみ)

対象となる自動車の「青色回転灯装備車(自主防犯パトロール中)標章」の写し

H29.5月

平成 年 月 日

尼崎市長 様

団体・事業者名称

代表者氏名

印

団体・事業者所在地

〒

連絡先電話番号

尼崎市青色防犯パトロール活動物品支給申請書

尼崎市青色防犯パトロール実施団体支援事業要綱第6条第1項の規定により、物品の支給を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

1 支給を受けようとする物品

	対象となる自動車の自動車 登録番号または車両番号	希望する物品に○をつけてください		備考
		青色回転灯 (1台につき1基)	マグネットシート (1台につき2枚)	
	尼崎 123 あ 12-34	○	○	記入例
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2 関係書類

「証明書」（兵庫県警察本部長交付）の写し（1枚目のみ）

対象となる自動車の「青色回転灯装備車（自主防犯パトロール中）標章」の写し

